

第12次滋賀県交通安全計画（素案）について

1. 趣旨

本計画は、交通安全対策基本法に基づき策定するもの。人命尊重の理念のもと、陸上交通の安全に関わる県民の安全と安心を確保し、「交通事故のない安全・安心な滋賀」を目指した、総合的かつ長期的な施策の大綱である。

第11次計画が令和7年度末で終期を迎えることから、国の第12次交通安全基本計画（中間案）の内容を踏まえて、滋賀県交通安全対策会議（会長：滋賀県知事）において、令和8年度～令和12年度を計画期間とする第12次計画を策定する。

2. これまでの経過

令和7年6月定例会議	常任委員会へ策定計画の報告
令和7年10月31日	第12次交通安全基本計画（国、中間案）の公表
令和7年11月26日	滋賀県交通安全対策会議幹事会議（第1回）※骨子の審議
令和8年1月29日	滋賀県交通安全対策会議幹事会議（第2回）※素案の審議

3. 今後の予定

令和8年2月定例会議	常任委員会へ素案の報告
令和8年3月下旬	第12次交通安全基本計画（国）の策定、公表
国計画の策定後	市町への意見照会、県民政策コメントの実施
令和8年6月定例会議	常任委員会へ最終案の説明
令和8年6月定例会議後	滋賀県交通安全対策会議の開催（計画の決定、公表）